

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<b>産業廃棄物処理計画書</b>	
令和7年6月27日	
大分県知事 佐藤 樹一郎 殿	
提出者	
住 所 大分県竹田市久住町大字久住3989-1	
氏 名 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 部長 山 田 啓 介	
電話番号 0974-76-1216	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大分県農林水産研究指導センター畜産研究部
事業場の所在地	竹田市久住町大字久住3989-1 (肉用牛) 豊後大野市三重町赤嶺2328-8 (乳用牛)
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	01 農業
② 事業の規模	牛 276頭
③ 従業員数	45人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動物のふん尿 ①自ら堆肥化 動物の死体 ①収集運搬業者に委託し、化製場処理



コメントの追加 [佐伯 真菜美1]: ・②事業の規模:「03. 産業廃棄物処理根拠1」E14より  
・従業員数:管理、企画、改良T、繁殖T、飼料T、酪農Tの研究員及び現場職員  
・第2面①現状動物のふん尿:「03. 産業廃棄物処理根拠1」K14より  
・第2面①動物の死体:「03. 産業廃棄物処理根拠1」J30より  
・第2面②計画:現状と同様  
・第3面1つ目①現状:「03. 産業廃棄物処理根拠1」H19より  
・第3面2つ目①現状:「03. 産業廃棄物処理根拠1」H20より

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
堆肥委員会			
・委員長(飼料・環境チームリーダー)			
・委員(6名)(各総括・チームリーダー)			
堆肥委員会を設置し、適切な堆肥化や採草地及び圃場への散布計画等を協議			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	排出量	2,834 t	2.2 t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	排出量	2,834 t	2.2 t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
該当なし			
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
該当なし			

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,986 t	t
	(これまでに実施した取組) ・堆肥化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,986 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・堆肥化		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	834 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	834 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	全処理委託量	t	4.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・動物の死体は、収集運搬業者に委託し化製場に搬入し処理している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	全処理委託量	t	4.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・動物の死体は、収集運搬業者に委託し化製場に搬入し処理している。			
※事務処理欄			